

## 【協会けんぽ群馬支部からのお知らせ】

オンライン資格確認システムを導入した医療機関等にかかる際は

## 限度額適用認定証の準備が不要です

システム  
導入前すべての医療機関等で医療費が高額になりそうなとき、  
事前に申請し「限度額適用認定証」の準備が必要でした。

令和5年9月末時点

県内約90%導入完了！

システム導入  
拡大中「限度額適用認定証」がなくても、  
限度額を超える支払いが免除されます\*\*オンライン資格確認システムに未対応の医療機関等では  
「限度額適用認定証」を準備する必要があります。システム導入済み  
医療機関等はコチラ

## 【医療機関等の窓口で限度額情報を利用するには…】

オンライン資格確認システムを導入している医療機関や薬局で、  
限度額適用認定証情報の利用に口頭または画面操作で「同意」すれば、  
「限度額適用認定証」の準備が不要となります。

被保険者が低所得者(住民税非課税等)?

課税者

非課税者

被保険者が非課税者の場合  
「限度額適用・標準負担額減額  
認定証」の申請が必要です。※標準報酬月額53万円以上の方は、  
低所得者の適用になりません。  
※標準報酬月額28万円以上で高齢受  
給者証が3割の方は、低所得者の適用  
になりません。「保険証」を提示して  
「オンライン資格確認システムで  
限度額情報を利用してほしい」と申し出る

または

「マイナンバーカードリーダー」の画面で  
「限度額情報を提供する」を選択する医療機関または  
薬局の窓口

患者

○マイナンバーが全国健康保険協会に未登録の場合等、医療機関等において資格確認ができないことがあります。  
未登録の場合は、全国健康保険協会に『マイナンバー新規(変更)登録申出書』をご提出ください。  
※マイナンバーカードの紛失等により、マイナンバーが変更になった場合も改めて申出書の提出をお願いします。  
○過渡期のため、医療機関等にかかる場合は、『マイナ保険証』だけではなく『健康保険証』もご持参ください。

